

神栖市行政改革(平成18年度～平成H21年度集中改革プラン)による財政効果の算出について

改革を実施した4年間の財政効果の取りまとめにおいて、その算出方法等については次のとおりとします。

1 基準年度

効果額算出は、原則として改革に取り組む前の平成17年度を基準とし、それと比較した額とします。

なお、改革の実施が取組期間の途中の場合などは、その前年を基準とします。

<例えば平成19年度に実施なら、基準とする年度は平成18年度とする。>

2 改革実施後の効果額の継続

実施により財政効果が発生した場合には、その効果は次年度以降も効果が発生したものとします。

<例えば、改革実施により19年度に発生した効果額は、20年度及び21年度にもそれぞれ発生するものとする。期間全体の効果額は、18年度と19年度以降の各年度との差額を算出し、それらの合計とする。>

3 職員削減効果額の調整

各取組における職員の削減効果については、全体的に見た場合、定員管理による職員の削減分にも含まれ重複していることから、最終的に差し引くことで調整します。

なお、改革における職員の削減効果は重要な部分であるため、あらかじめ差し引くことはせずに、最後に調整することとします。

4 効果額の説明

上記の1～3を原則としますが、財政効果の対象や算出方法は各取組により異なるため、その根拠を明確にする必要があります。よってそれぞれの効果額には「効果額の説明」を設けます。

平成22年

総務部行政改革推進課